

第5号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年1月30日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「の全て」を削り、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「及び孫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のように改める。

一 前項第一号及び第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円

二 前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 九千円

第十一条第四項中「（第二項第二号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第二号に該当する子があ
る場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から一を減じた数）」を削る。

第十二条第一項第二号中「前条第二項第二号又は第四号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号
若しくは第五号に該当する」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月
の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 第十二条に次の一項を加える。
- 4 第二項ただし書の規定は、前項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(扶養手当に関する特例措置)
- 2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十一条第三項並びに第十二条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、改正後の条例第十一条第三項第一号中「前項第一号及び第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族 一万円」と、同項中「二 前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 九千円」とあるのは
三 扶養親族たる子
四 前項第三号から

当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までのうち前号に該当するもの以外のもの 七千五百円

第六号までに該当する扶養親族 六千円

間にあるものうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。） 一万円

と、改正後の条例第十二条第一項中

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を

欠くに至った場合を除く。）」とあるのは 三 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合

四 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（

る子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（前号に該当する場合を除く。）

第一号に該当する場合を除く。）

と、同条第三項中「においては、そ

の」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第四項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養

親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

一 平成三十年度 一万千五百円

二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千元

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を文京区教育委員会に届け出なければならぬ。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第十二条第一項の規定による届出とみなす。

6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定によ

る扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号及び第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円</p> <p>二 前項第二号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) 九千円</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員の全てに対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>五 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる者 一万三千七百円</p> <p>二 前項第二号に掲げる子のうち一人 (職員に配偶者のない場合に限る。) 一万三千七百円</p> <p>三 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち二人 (前号に該当する扶養親族を有する場合にあつては、一人) までのもの 六千円</p> <p>四 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち前二号に該当するもの以外のもの 六千円</p>

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、四千元に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十二条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた

4 扶養親族たる子（第二項第二号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、四千元に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第二号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から一を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十二条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に掲げる扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた

場合

- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

- 4 第二項ただし書の規定は、前項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(扶養手当に関する特例措置)
- 2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条第三項並びに第十二条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、改正後の条例第十二条第三項第一号中「前項第一号及び第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族 一万円」と、同項中「二 前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 九千円」

場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

とあるのは「

二 前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもののうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。）一万円

三 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 七千五百円

四 前項第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円

」と、改正後の条列第十二条第一項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

三 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

四 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）」

」と、同条第三項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その目が」とあるのは「これらの目が」と、同条第四項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の

支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成三十三年三月三十一日において、この条例による改正までの幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く子を扶養する場(当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されることを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を欠く子に係る扶養手当を支給するものとする。

- 一 平成三十年度 一万五千五百円
- 二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至つた場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至つた場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至つた場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第十二条第一項の規定による届出とみなす。

6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受けられる要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。